

第 31 回 浜田市農業委員会総会会議事録

日 時：令和 5 年 8 月 24 日（木）9：30～10：38

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（12名）

1 番 原田 義一 2 番 三浦 寿紀 3 番 佐々木京子 4 番 柿元 信次 5 番 川本 聖光
6 番 野上 省三 8 番 青葉 真 10 番 宮崎 龍生 11 番 玉田 一 16 番 佐々森義見
17 番 渡辺 弘之 18 番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（16名）

1 番 前田 正典 2 番 徳田マスエ 3 番 永見 繁廣 4 番 小谷 保雄 5 番 小川 明人
6 番 領家 悟 8 番 岡本 定文 9 番 藤若 裕香 10 番 橋本 安延 12 番 小松原常雄
13 番 渡邊 弘登 14 番 河野 恒弘 14 番 近重 邦昭 17 番 岡田 勝 18 番 大谷 教義
19 番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（6名）

7 番 岡本 健治 9 番 河崎 健 12 番 高橋 伸幸 13 番 大崎 健太 14 番 中田 善喜
15 番 林 秀司

【農地利用最適化推進委員】（2名）

11 番 申崎 美之 16 番 田村 邦磨

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議 案

- 議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について（20 件）
- 議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（4 件）
- 議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（2 件）
- 議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（8 件）
- 議第 5 号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（3 件）

(3) その他

令和 5 年 8 月 24 日

浜田市農業委員会
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
産業経済部農林振興課：松本事務員
しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議長 おはようございます。はじめに総務会議を開催するにあたりまして、農業委員会規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いいたします。

事務局長 本日、欠席の届出がありました農業委員は、7 番の岡本健治委員、9 番の河崎健委員、12 番の高橋伸幸委員、13 番の大崎健太委員、14 番の中田善喜委員、15 番の林秀司委員以上 6 名から出ております。なお、農業委員の出席は、13 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員の欠席は、11 番の串崎美之委員、16 番の田村邦磨委員、以上 2 名から欠席の届出が出ております。

議長 それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 31 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。16 番佐々森委員、17 番渡辺委員、よろしく申し上げます。

非常暑い毎日続いておりまして、稲刈りもちらほら始まっているような状況でございます。天候に左右されますので大変かと思いますが、暑い中、稲刈り等事故のないようお願いをいたしたいと思っております。

本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、議事・議案に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。

農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、20 件、59 筆、76,564 ㎡で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 9 月 10 日までの 14 日間、開始日を令和 5 年 9 月 1 日以降とされています。事前質問は、ありませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 議第 1 号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

無いようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認といたします。

議長 続きまして、議第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請は、4 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料をご覧ください。議第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 件目の 16 号について説明します。

申請は、金城町下来原の田、10筆、4,832㎡で、無償贈与による所有権移転です。譲渡事由は、金城町下来原の不動産は亡くなった父親の名義になっていたが、弟が管理・耕作していた。昨年、その弟も亡くなり自分が不動産を継承したが、広島に住んでいるため農地の耕作ができないため、従兄弟へ贈与するものです。譲受事由は、譲渡人の希望により、申請地を譲り受け、農地を保全管理しながら、野菜などの作付けを開始したい。近隣農家との関係については、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する。と申請されています。

2件目の17号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町古市場の田、1筆、310㎡で、無償贈与による所有権移転です。譲渡事由は、譲渡人の希望により、申請地を譲り受けて、「野菜」を作付け管理・耕作されます。近隣農家との関係については問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する。と申請されています。

3件目の18号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町古市場の田、1筆、791㎡で、無償贈与による所有権移転です。譲渡事由は、相続した農地を贈与して管理してもらうため。譲受事由は、譲渡人の希望により、申請地を譲り受けて管理・耕作されます。近隣農家との関係については、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する。と申請されています。

4件目の19号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町室谷の田、1筆、595㎡で、無償の所有権移転です。譲渡事由は、相続により農地を取得したが高齢で耕作ができないため。譲受事由は、農地を借りて耕作していたが無償譲渡していただき、引き続きブルーベリーを作付けされます。近隣農家との関係については、集落営農や経営体への集積等への取り組みへの支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障があった場合は、当事者間で話し合っ解決したいと思えます。と申請されています。

16号から19号の4件の許可申請につきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しないと判断いたしました。

事前質問がありました。16号の金城町下来原の譲渡人が所有する農業機械についてです。現在、耕うん機1台、草刈り機1台を所有しておられます。今後、作付の作物に応じて、必要な農機具を導入される予定です。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
16号につきまして、13番大崎委員もしくは渡邊委員補足説明がありましたらお願いします。

渡邊委員

先般8月10日に事務局と一緒に現地確認をしました。その時に譲受人の方が草を刈っておられましたので大丈夫だと思います。

議長

17号、18号につきまして、17番の渡邊委員、もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

岡田委員

農地を荒らさないようにしていくとのことですので、よろしくお願いいたします。

議長

19号につきまして、5番の川本委員、もしくは小川委員から補足説明がありましたらお願いします。

川本委員

事務局と現地を確認しましたが、異常はありませんでした。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。併せて、2番の三浦委員の事前質問に対する回答ですが、よろしいでしょうか。

三浦委員

はい。そうやって農地を管理していただけることは大変うれしいことですが、耕運機が1台ということですから、面積をみると大変で、無理だろうと思いますが、せっかく預かれて、その辺の苦労があるのではと心配していますが、本当に共助でやるしかないかなあとは思いますが。どなたか委員さんも言われましたが、浜田市の農業政策として、こういう場合は…とか、いろんな支援の仕方があれば助かるのではないかと思います。行政が考えられますけれども、その現場の声を聞いてくださいということです。以上です。

議長

その他ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手 全委員 ～

議長

挙手、全委員です。承認といたします。

議長

続きまして、議第3号農地法第4条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。

事務局

資料をご覧ください。議第3号農地法第4条の規定による許可申請の1件目の8号について説明します。申請は、旭町都川の田、1筆、10㎡です。転用目的は、墓地で、既存の墓地は土砂崩れの危険があるため、工事予定期間は許可日から令和6年3月末日、転用に必要な資金は通帳残高で確認しました。問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上責任を持って対処すると、申請されています。申請地は農用地区域は県の除外了承済み、都市計画区域外で第2種農地と判断しました。

2件目の9号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町古市場の田、2筆、359㎡で、無償の所有権移転です。転用目的は集会所及び駐車場で、所有者の父親が年月日不詳に許可を得ず建築、昭和60年頃自治会のために集会所及び駐車場地として貸出し、現在に至っており顛末書を添付されています。転用に必要な資金証明は、転用済のためありません。被害防止対の概要については、「駐車場は砂利で舗装し、隣接地が申請者所有のため、境界までの造成は行っていない。集会所は隣接する水路へ土砂が流出しないよう、コンクリートで舗装している。これらの措置により周辺への被害の恐れはないと思われるが、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処すると、申請されています。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途なしで、第2種農地と判断しました。

8号、9号の許可申請につきまして、転用後、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第4条第6項に該当しない農地と判断しました。

事前質問がありました。9号の三隅町古市場の集会所及び駐車場への転用について、平成22年に相続し、なぜ令和5年に申請されたのですか。というご質問です。経過としては、時期不詳に父親が農地へ建築され、その後、昭和60年

に地元へ集会所・駐車場として貸し出し、現所有者が平成 22 年に相続されましたが、転用の手続きはされなかったようです。今回、許可申請され、地域の個人の方へ譲渡し、地域で引き続き自治会の集会所及び駐車場として利用されると伺っています。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きます、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
8号につきまして、8番の青葉委員、もしくは岡本委員から補足説明がありましたらお願いします。

青葉委員 8月10日に事務局と岡本委員さんと現地確認を行いました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 9号につきまして、17番の渡辺委員、もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

岡田委員 事務局から話されたとおりで、以前作っていた人はおられないし、聞くこともできないので、何とかいい方法で進めていただければと思います。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

宮崎委員 今、事務局の方から、私の聞き間違いかわからないですが、もう一度お聞きしたいと思うのですが、この墓地を作るのに、これに係る経費の残高確認をされたと聞こえたのですが、その辺のところはどうなのですか。

事務局 これにつきましては、農地法で定めがあり、転用が確実にできる許可申請があって、そのまま置いとかれぬように資金を確認するのは、全国の農業委員会もやっている手続きです。

宮崎委員 農地法に関しては、法律に明記してあるのですね。

事務局 農地転用の許可基準の一つとして転用行為を行うのに必要な資力がああります。農業委員会です手続きをするということで、先ほど言いましたように、どこの農業委員会も同じように、資金の証明書を取っておりますので、ご了承ください。

宮崎委員 係長が知っておられる限りで、こういう審議前の確認というのは他にもあるのですか。

事務局 他の法律については、私もわかりかねます。すみません。

議長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。
無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認いたします。
続きます、議第4号農地法第5条の規定による許可申請は8件です。事務局の説明をお願いします。

資料をご覧ください。議第4号農地法第5条の規定による許可申請の1件目の10号について説明します。資料をご覧ください。申請は、上府町の田、1筆、430㎡です。有償の所有権移転で、転用目的は個人住宅を建築したいため、工事予定期間は許可日から令和6年5月31日まで、転用に必要な資金は融資証明で確認しました。被害の防止対策等については、隣接農地との境界にはブロック積を施工する。排水については合併浄化槽を設置し、既存の排水路に接続する。隣接所有者の承諾は得ており問題はないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ誠意をもって対応すると、申請されています。農用地区域は除外了承済み、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断しました。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

2件目の11号、3件目の12号について説明します。資料をご覧ください。申請の11号は、三隅町岡見の畑、1筆、17㎡が有償の所有権移転、12号は三隅町岡見の畑、1筆、29㎡が使用貸借です。転用目的は駐車場で、自宅近くの駐車場に最適な土地を取得及び貸借し、自家用車駐車場として使用したいため、工事予定期間は許可日から令和6年5月31日、転用に必要な経費は申請書に、資金証明は通帳残高を提出され確認しました。被害の防止対策等については、申請地は市道に隣接、北側隣接地は畑であるが、隣接関係者には同意をもらっている。周辺に存在する農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れはないと思われるが、万が一問題が生じた場合は、責任を持ってこれに対処する。と申請されています。農用地区域は除外了承済み、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断しました。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

4件目の13号について説明します。資料をご覧ください。追加資料として顛末書をつけております。申請は、日脚町の畑、1筆、181㎡で、無償の所有権移転です。申請地は、地図混乱地域で、法務局の公図と現地が広範囲にわたって相違している地域ですが、境界確定確認書などを提出されており、転用に伴う境界を関係者に確認をされているため許可後、法務局への登記は可能とのことでした。転用目的は、個人住宅で、申請地を譲り受け、自己の居住用の建物を新築するため、工事予定期間は許可日から令和6年3月31日、転用に必要な資金証明は「住宅ローン審査結果」(住宅ローン正式審査結果のお知らせ)を提出されています。被害の防止対策等については、生活排水は浄化槽を設置する上、また雨水についても敷地内側溝を通じ道路側溝に放流する。周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対処する。と申請されています。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域で第3種農地と判断しました。許可の判断は、第3種農地のため原則許可、都市計画法の用途が定められている地域で農業上の土地利用との調整が調っており、農地法施行規則第44条第3号に該当すると判断しました。

5件目の14号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町室谷の畑、1筆、208㎡で、無償の所有権移転です。転用目的は、農業用倉庫で、平成8～9年に現所有者の夫が無断で農業用倉庫を建築していたため、顛末書が添付されており、譲受人が農業用倉庫として引き続き利用したいと申請されており、転用に必要な資金証明は、転用されているため特にありません。被害の防止対策等については、埋立て土砂が流出し、周辺の農地に影響がないように、コンクリートブロック土留めなど被害防除対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、

責任を持ってこれに対処する。と申請されています。申請地は、農用区域外、都市計画区域外の第2種農地と判断しました。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

6件目の15号について説明します。資料をご覧ください。転用目的は、保養所、駐車場で、従業員の福利厚生のため、会社から近い申請地を保養施設として利用したい。と申請されていますが、昭和36年頃、現所有者の父が許可なく住宅及び倉庫を建築しており、顛末書が添付されています。また、駐車場等の土地造成を、許可日から令和6年3月31日までの予定で行われるため、転用に必要な資金証明として残高証明を提出されています。被害防除対策については、万全を期し、周囲に影響がないようにする。万一被害が生じた場合には、申請人において責任を持って対応に当たる。と申請されています。申請地は、農用区域内外、都市計画区域内の用途なしで第2種農地と判断しました。許可の判断は、土地改良事業、他の補助事業など農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

7件目の16号について説明します。資料をご覧ください。申請は、上府町の田、1筆、135㎡で、有償の所有権移転です。転用目的は個人住宅で、借家住まいであるが、子どもが成長し、現在の住居では手狭で家賃も高いため申請地を取得する。工事予定期間は許可日から令和6年5月31日まで。転用に必要な経費は、審査結果連絡票（日本住宅ローン株式会社（提携ハウスメーカー限り）一次回答2023.06.07回答）を提出されています。被害防除対策については、住宅の污水排水は合併浄化槽を経由して市道内の水路に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。と申請されています。農用区域は除外了承済み、都市計画区域内で用途なし、第2種農地と判断しました。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

8件目の17号について説明します。資料をご覧ください。申請は、鍋石町の畑、1筆、229㎡で、使用貸借です。転用目的は個人住宅で、申請地を借り受けて自己の住宅を建築したいため、工事予定期間は許可日から令和6年5月31日、転用に必要な資金証明は、融資証明書を提出されています。被害の防止対策等については、住宅の污水排水は合併浄化槽を経由して付近を流れている水路に放流して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。と申請されています。農用区域は県の除外了承済み、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断しました。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

事前質問がありました。13号の日脚町の個人住宅について、農地転用事業計画書の土地造成の面積426.22㎡、許可申請面積181㎡となっています。境界平面図で説明してください。との質問です。境界平面図のとおり、426.22㎡のうち181㎡が農地面積です。境界平面図で説明します。また、ご質問いただき申請を行政書士と確認したところ、この地域は地図混乱地域で明確でないところもあるかもしれませんが、農地に建物がかかっている可能性もあるということで、顛末書を提出いただきました。「地図混乱地域」とは、公図と現地が大きく異なる地域をいいます。

次に17号の鍋石町の個人住宅の使用貸借の期間についてです。使用貸借の期

間は、許可日から永久で、祖父から孫への使用貸借です。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。10号、15号、16号の3件につきまして、14番の河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

河野委員 先日、農業委員の中田さん、近重推進委員で現地確認をいたしました。先ほど、説明されたとおりであります。15号については顛末書を添付されておられます。問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

議長 続きまして11号、12号につきまして、17番の渡辺委員もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

渡辺委員 先日現地確認をいたしました。先ほど事務局から説明があったとおりで、特に問題はないと思われまます。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして13号につきまして、1番の前田委員から補足説明がありましたらお願いします。

前田委員 先日10日に事務局の方と、私の3名で現地確認をいたしました。事務局のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 14号につきまして、5番の川本委員もしくは小川委員から補足説明がありましたらお願いします。

川本委員 事務局と3人で現地確認をしました。事務局の説明のとおりです。

議長 17号につきまして、3番の佐々木委員から補足説明がありましたらお願いします。

佐々木委員 8月10日に事務局と現地確認をする予定でしたが、私の都合で一緒に確認することができませんでした。先ほどの説明のとおりでした。後日、8月18日に私が一人で現地を確認しましたが、特に問題はないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。玉田委員。

玉田委員 すみません、確認です。先ほどもあったのですが、顛末書を行政書士や司法書士が代理ということで行っているのですが、本人から取れない、何かあったということ代理なんでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 申請の手続きを行政書士に委任されて、行政書士の名前でされておられます。こちらからも、書類を揃えていただくようお願いして、本人に確認していただいて、この書類を提出していただいております。以上です。

玉田委員 本人に確認とれるのであれば、本人がすべきと思いますがどうでしょうか。

事務局 はい、本人に出していただくのが一番いいとは思いますが。

宮崎委員 それは、法的に問題ないのでしょうか。

事務局 はい、問題ないです。

議長 無いようですので、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員～

議長 挙手、全委員です。承認といたします。

議長 続きます、議第 5 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 3 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料をご覧ください。議第 5 号転用統制外証明願の 1 件目 16 号について説明します。非農地証明の対象農地は、旭町丸原と旭町木田の田畑、10 筆、4,466.92 m²です。申請地は、旭町丸原は農用区域外、都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地で、昭和 60 年月日不詳より耕作放棄、現況原野と証明願されています。旭町木田の対象農地は、「農用区域内農地」ですが、農業公共投資の対象となっていない農地で、同様に昭和 60 年月日不詳より耕作放棄、現況原野と証明願されています。この農地以外に旭町木田の 3 筆について申請されていますが、現地確認及び農地パトロールの結果、耕作中及び保全管理であったため、証明は困難と判断し、申請者へもその旨伝えております。

2 件目の 17 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町室谷の田畑、6 筆、4,569 m²です。申請地は、農用区域外、都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地で、年月日不詳より耕作放棄地、現況山林と証明願されています。

3 件目の 18 号について説明します。資料をご覧ください。国分町の畑、1 筆、87 m²です。申請地は、農用区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地で、年月日不詳より耕作放棄地、現況山林と証明願されています。旭町木田の 3 筆以外の農地につきまして、現地確認等により農地として再生することは困難な農地として、（非農地証明願いが）証明可能と判断いたしました。

事前質問は、ありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 16 号につきまして、旭町丸原は、10 番の宮崎委員もしくは橋本委員から、旭町木田は、16 番の佐々森委員から補足説明がありましたらお願いします。

宮崎委員 この丸原の方ですね、航空写真を見ていただいたらわかりますが、現地はもう山になっており、田んぼとして使うことできません。そういうところなので、よろしく願いします。もう一か所、こちら水もないし、田んぼができるような状態ではないですので、よろしく願いします。以上です。

佐々森委員 8月10日に事務局と推進委員と現地確認を行いました。写真のとおり、原野化をしていることを確認しました。ご審議をお願いします。

議長 17号につきまして、5番の川本委員もしくは、小川委員から補足説明がありましたらお願いします。

川本委員 10日に現地を確認しました。現地は入ることができないような状態でしたので、よろしくお願いします。

議長 18号につきまして、14番の河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

河野委員 写真のとおり、見てのと通りの現状で、現地確認しました。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員～

議長 挙手、全委員です。承認といたします。

議長 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第31回総会を終了します。

終了 午前10時38分